

主任相談支援専門員配置加算について

(令和6年6月末 市川市障がい者支援課作成)

計画相談支援給付費、障害児相談支援給付費の、主任相談支援専門員配置加算について、厚生労働省告示や通知等をまとめました。

赤色部は、制度改正により令和6年4月1日から変更となった部分です。

※ 本資料では、令和6年度報酬改定の内容について、厚生労働省告示・通知のほか、厚生労働省Q&Aについては令和6年6月4日発出のVOL.4まで確認して作成しておりますが、本加算算定の届出にあたっては、念のため、本資料だけでなく厚生労働省告示等もご確認ください。また、市川市における取扱いを記載した部分は、必要に応じ今後修正する可能性があります。

※ 以下、計画相談支援費を例として記載します。障害児相談支援費でも規定は同様です。

-目次-

1	この資料で用いる略語	2
2	告示の規定	3
3	算定要件その1（主任相談支援専門員の配置）	5
4	算定要件その2（主任相談支援専門員の兼務範囲）	6
5	算定要件その3（主任相談支援専門員の常勤要件）	8
6	算定要件その4（地域の相談支援の中核等）	10
7	算定要件その5（留意事項伝達会議）	13
8	算定要件その6（同行研修実施）	14
9	算定要件その7（指導・助言）	15
10	算定要件その8（基幹相談支援センターへの協力等）	16
11	算定要件その9（市町村への届出、掲示・公表）	17
12	注意点	18

1 この資料で用いる略語

略語	名称
報酬告示	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年厚生労働省告示第 125 号）
別告示	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準（平成 27 年厚生労働省告示第 180 号）
留意事項通知	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年障発 1031001 号各都道府県知事宛厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
地域生活支援事業実施要綱	地域生活支援事業等の実施について（平成 18 年 8 月 1 日付障発第 0801002 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）別紙 1「地域生活支援事業実施要綱」

2 告示の規定

報酬告示、別告示の規定は、次のとおりです。

この規定と留意事項通知等の内容を整理すると、後述の「算定要件その1」から「算定要件その9」のとおりになります。

<報酬告示>

4 主任相談支援専門員配置加算

注1 専ら指定計画相談支援の提供に当たる^{*1}常勤の^{*2}相談支援専門員を1名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者（以下「主任相談支援専門員」という。）^{*3}であるものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所において、当該主任相談支援専門員が、当該指定特定相談支援事業所等の従業者^{*4}に対し、別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準^{*5}に従い、その資質の向上のための研修^{*6}を実施した場合に、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 主任相談支援専門員配置加算(Ⅰ) 300 単位

ロ 主任相談支援専門員配置加算(Ⅱ) 100 単位

注2 主任相談支援専門員は、指定自立生活援助（指定障害福祉サービス等基準第206条の13に規定する指定自立生活援助をいう。以下同じ。）、指定地域移行支援（指定地域相談支援基準第1条第11号に規定する指定地域移行支援をいう。）、指定地域定着支援（指定地域相談支援基準第1条第12号に規定する指定地域定着支援をいう。以下同じ。）及び指定障害児相談支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援をいう。）その他のこれに類する職務^{*7}に従事することができる。

<別告示>

四 算定告示別表の4の注1の子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準

イ 主任相談支援専門員配置加算(Ⅰ)

基幹相談支援センターの運営の委託を受けている指定特定相談支援事業所、児童福祉法第43条に規定する児童発達支援センターと一体的に運営される指定特定相談支援事業所又は地域の相談支援の中核を担う機関として市町村長が認める指定特定相談支援事業所^{*8}であって、主任相談支援専門員（算定告示別表の4の注1に規定する主任相談支援専門員をいう。以下同じ。）を配置し、当該主任相談支援専門員が、当該指定特定相談支援事業所の従業者及び当該指定特定相談支援事業所以外の指定特定相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所の従業者^{*4}に対し、その資質の向上のための指導及び助言^{*6}を実施していること。

ロ 主任相談支援専門員配置加算(Ⅱ)

主任相談支援専門員を配置し、当該主任相談支援専門員が、当該指定特定相談支援事業所等の従業者^{*4}に対し、その資質の向上のための研修^{*6}を実施していること。

- * 1 →「専ら」と書かれているが、兼務可能な他業務あり。算定要件その 2 参照。
- * 2 →算定要件その 3 参照。
- * 3 →算定要件その 1 参照。
- * 4 →留意事項通知を見ると、「当該指定特定相談支援事業所等の従業者」とは、主任相談支援専門員配置加算(Ⅰ)においては「当該指定特定相談支援事業所の従業者」**及び**「当該指定特定相談支援事業所以外の指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所の従業者」の**こと**、主任相談支援専門員配置加算(Ⅱ)においては「当該指定特定相談支援事業所の従業者」**又は**「当該指定特定相談支援事業所以外の指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所の従業者」の**こと**であることが分かる。算定要件その 5 からその 8 を参照。
- * 5 →別告示のこと。
- * 6 →別告示を見ると、「その資質の向上のための研修」とは、主任相談支援専門員配置加算(Ⅰ)においては「その資質の向上のための**指導及び助言**」の**こと**、主任相談支援専門員配置加算(Ⅱ)においては「その資質の向上のための**研修**」の**こと**であることが分かる。この詳細をさらに留意事項通知で示しており、具体的には、算定要件その 5 からその 8 を満たす体制が整備されていることとされている。
- * 7 →算定要件その 2 参照。
- * 8 →算定要件その 4 参照。

3 算定要件その1（主任相談支援専門員の配置）

<報酬告示>

4 主任相談支援専門員配置加算

注1 専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者（以下「主任相談支援専門員」という。）であるものとして（以下略）。

<留意事項通知>

第四の6 主任相談支援専門員配置加算について

(1) 趣旨

当該加算の対象となる事業所は、**相談支援従事者主任研修を修了した**常勤かつ専従の主任相談支援専門員を1名以上配置し、当該主任相談支援専門員が適切な**助言・指導**を行うことができる体制が整備されていることが必要となる（以下略）。

<相談支援に関する Q&A（令和6年4月5日）>

問 71 指定基準及び報酬算定における、相談支援従事者現任研修（主任研修）を修了した相談支援専門員の具体的な取扱いについて示されたい。

(答)

○相談支援従事者現任研修（主任研修）を修了した相談支援専門員の取扱いについては、各月の前月の末日時点で研修を修了している者とし、修了証の写しにより受講の事実を確認するものとする。

（R3.4.8 相談支援関係 Q&A 問 64 一部修正）

4 算定要件その2（主任相談支援専門員の兼務範囲）

<報酬告示>

4 主任相談支援専門員配置加算

注2 主任相談支援専門員は、**指定自立生活援助**（指定障害福祉サービス等基準第206条の13に規定する指定自立生活援助をいう。以下同じ。）、**指定地域移行支援**（指定地域相談支援基準第1条第11号に規定する指定地域移行支援をいう。）、**指定地域定着支援**（指定地域相談支援基準第1条第12号に規定する指定地域定着支援をいう。以下同じ。）及び**指定障害児相談支援**（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援をいう。）**その他のこれに類する職務**に従事することができる。

<留意事項通知>

第四の6 主任相談支援専門員配置加算について

(1) 趣旨

主任相談支援専門員の兼務の取扱いについては、機能強化型サービス利用支援費と同趣旨であるため、**(一)のアの(ア)のb**を参照すること。

第四の1の(2)の③の(一)のアの(ア)のbの誤りだと思われます

第四の1の(2)の③の(一)のアの(ア)のb 兼務の取扱い

配置される相談支援専門員については、原則専従であることが要件であるが、**同一敷地内にある事業所**における指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所若しくは指定自立生活援助事業所、**基幹相談支援センター又は障害者相談支援事業の業務**（ただし、基幹相談支援センター又は障害者相談支援事業の業務と兼務する場合については、当該業務を委託する市町村が認める場合に限る。）と兼務しても差し支えないこととしている（以下略）。

<相談支援に関する Q&A（令和6年4月5日）>

問 74 機能強化型基本報酬及び主任相談支援専門員配置加算では、原則として常勤専従が求められているところ、常勤専従が求められている相談支援専門員又は主任相談支援専門員について、管理者を兼務することは可能か。

(答)

○**当該指定特定（障害児）相談支援事業所及び同一敷地内にある指定一般相談支援事業及び指定自立生活援助の事業所における管理者を兼務することは差し支えない。**

もつとも、主任相談支援専門員配置加算については、主任相談支援専門員による地域の相談支援事業所の従事者に対する助言指導を実施することが要件とされていることを踏まえ、上記管理者の兼務については、**主任相談支援専門員としての上記助言指導の実施に支障が生じないと認められる場合に限ることとする。**

(※ 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q&A VOL.1（令和6年3月29日）問 63 も同内容)

- ※ 相談支援に関する Q&A（令和 6 年 4 月 5 日）問 22 について →留意事項通知第四の 1 の(2)の③の(一)のアの(ア)の b には障害者相談支援事業「等」とは書かれていないため、主任相談支援専門員配置加算の算定には関係しません。
- ※ 相談支援に関する Q&A（令和 6 年 4 月 5 日）問 23 について →この問 23 の「介護支援専門員との兼務は可能」というのは、「指定基準上の取扱いとしては」という前提のことなので、主任相談支援専門員配置加算の算定の上では関係しません。

5 算定要件その3（主任相談支援専門員の常勤要件）

<報酬告示>

4 主任相談支援専門員配置加算

注1 専ら指定計画相談支援の提供に当たる**常勤**の相談支援専門員を1名以上配置し、(以下略)。

<相談支援に関するQ&A（令和6年4月5日）>

問 70 機能強化型（継続）サービス利用支援費及び各種加算の算定要件にある「常勤」の考え方如何。

(答)

- 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成18年12月6日障発1206001）第二の2の(3)の規定に準じた取扱いとする。

(R3.4.8 相談支援関係 Q&A 問 63 一部修正)

<障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日障発1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）>

第二 総論

2 用語の定義（基準第2条）

(3) 「常勤」

指定障害福祉サービス事業所等における勤務時間が、**当該指定障害福祉サービス事業所等において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数**（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は**32時間**を基本とする。）に達していることをいうものである。ただし、母性健康管理措置又は**育児、介護及び治療**のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。

当該指定障害福祉サービス事業所等に併設される事業所（同一敷地内に所在する又は道路を隔てて隣接する事業所をいう。ただし、管理者について、管理上支障がない場合は、その他の事業所を含む。）の職務であって、当該指定障害福祉サービス事業所等の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとする。

例えば、一の指定障害福祉サービス事業者によって行われる指定生活介護事業所と指定就労継続支援B型事業所が併設されている場合、当該指定生活介護事業所の管理者と当該指定就労継続支援B型事業所の管理者とを兼務している者は、これらの勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなる。

また、人員基準において常勤要件が設けられている場合、従事者が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条に規定する休業（以下「産前産後休業」という。）、母性健康管理措置、育児・介護休業法第2条第1号に規定する育児休業（以下「育児休業」という。）、同条第2号に規定する介護休業（以下「介護休業」という。）、同法第23条第2項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第24条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定により同項第2号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業（以下「育児休業に準ずる休業」という。）を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能であることとする。

6 算定要件その4（地域の相談支援の中核等）

※ 主任相談支援専門員配置加算(I)のみ該当。

<別告示>

四 算定告示別表の4の注1のこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準

イ 主任相談支援専門員配置加算(I)

基幹相談支援センターの運営の委託を受けている指定特定相談支援事業所、児童福祉法第43条に規定する**児童発達支援センターと一体的に運営される**指定特定相談支援事業所又は**地域の相談支援の中核を担う機関として市町村長が認める**指定特定相談支援事業所であって、(以下略)。

<留意事項通知>

第四の6の(2)の① 主任相談支援専門員配置加算(I)

(一) 事業所の要件

基幹相談支援センターの委託を受けている、児童発達支援センターに併設される又は地域の相談支援の中核を担う機関として市町村長が認める指定特定相談支援事業所に限る。

<令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1（令和6年3月29日）>

(主任相談支援専門員配置加算(I)の対象事業所)

問 64 主任相談支援専門員配置加算(I)の対象事業所として、基幹相談支援センターの委託を受けている、児童発達支援センターに併設される又は地域の相談支援の中核を担う機関として市町村長が認める指定特定（障害児）相談支援事業所としているが、地域の相談支援の中核を担う機関については、具体的にはどのような事業所を対象とすべきか。

(答)

基幹相談支援センターに準ずる相談支援事業所として、地域において中心的に基幹相談支援センターの中核的な業務である以下の業務を担っている相談支援事業所を想定しており、具体的には当該事業所に配置される主任相談支援専門員が、以下に掲げる基幹相談支援センターの取組に**明確な役割をもって協力している**或いは基幹相談支援センターが未設置の地域において、基幹相談支援センターが設置されるまでの間、下記の取組を市町村と共に主体的に実施することが必要である。

(参考) 地域生活支援事業通知の別紙1 地域生活支援事業実施要綱別記1-3 相談支援事業実施要領の3の(1)のイ

(イ) 基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化の取組

(ウ) 基幹相談支援センターによる自治体と協働した協議会の運営等による地域づくりの取組

<地域生活支援事業実施要綱>

(別記1-3) 相談支援事業実施要領

3の(1)のイ 事業内容

(イ) 基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化の取組

- ・地域の相談支援事業者の人材育成や支援の質の向上のための取組の支援（日常的な支援方針等を検討する場の設置・運営（※）、事業所の訪問や相談支援従事者の業務への同行等による専門的な助言、研修会の企画・運営（相談支援従事者研修の実習の受入を含む。）等*）

（※）サービス等利用計画やモニタリング結果の共同による検討・検証やセルフプランにより支給決定されている利用者の支援の検討・検証、支援者が困難を感じているケース等に関するスーパーバイズを含む。

なお、個人情報の取扱い等の観点から、相談支援部会を設置し、検討の場とする等、協議会に位置づけて実施することが望ましい。

- ・学校や企業、地域包括支援センター、生活困窮者自立相談支援機関、こども家庭センター等との間での各種情報の収集・提供や連携のための取組の実施、障害者等の支援に係る専門的助言等（※）

（※）重層的支援体制整備事業を実施している自治体においては、その包括的支援体制において基幹相談支援センターが障害福祉分野の専門性を担保できるよう適切な実施体制を確保すること。

(ウ) 基幹相談支援センターによる自治体と協働した協議会の運営等による地域づくりの取組

- ・法第89条の3第1項に規定する協議会（以下単に「協議会」という。）の事務局を担った上で、関係機関との緊密化の取組（協議会の事務局運営経費は交付税措置の対象としており、補助対象外のため留意すること。）
- ・地域の相談機関との連携強化の取組（相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等に関する各種の相談機関等との連携会議の開催等）
- ・他地域の支援機関等、障害福祉分野以外の支援機関等と連携・協働の促進の取組

* →算定要件その8に同じ規定あり。

<令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1（令和6年3月29日）>

(主任相談支援専門員配置加算(Ⅰ)の算定手続)

問 65 主任相談支援専門員加算(Ⅰ)を算定する場合、市町村長から地域の相談支援の中核を担う機関として認められる必要があるが、そのために指定特定（障害児）相談支援事業所はどのような手続きが必要か。

(答)

当該加算を算定する体制届を受理することをもって、市町村長が認めたものとするが、市町村が認めるにあたり、**協議会の相談支援部会等の意見を聴取することが望ましく**、複数市町村が共同で相談支援体制を構築している場合には、その構成市町村の意見も聴取することが望ましい。

なお、基幹相談支援センターの運営の委託を受けている又は児童発達支援センターと一体的に運営されている指定特定（障害児）相談支援事業所である場合、当該事実をもって要件を満たしているものとする。よって、当該加算を算定する体制届を提出することのみで足りるものであり、市町村から改めて認められることは要しない。

※ 以上の規定に基づき、本要件については、本市においては次のとおりとします。

この算定要件その4については、次の(1)から(3)のいずれかに該当することとします。なお、次の(3)①～③は、算定要件その8と重複しますので、(3)①～③に該当する場合は算定要件その8も満たしているものとみなします。

- (1) 基幹相談支援センターの運営の委託を受けている指定特定（障害児）相談支援事業所である。
- (2) 児童発達支援センターと一体的に運営されている（併設される）指定特定（障害児）相談支援事業所である。
- (3) 地域の相談支援の中核を担う機関として市川市長が認める指定特定（障害児）相談支援事業所である（具体的には、次の①から⑥までのいずれかに該当する事業所である）。なお、市川市長が認めるに当たっては、市川市自立支援協議会相談支援部会の意見の聴取を行う予定。
 - ① 主任相談支援専門員が、基幹相談支援センターえくるが行う「日常的な支援方針等を検討する場（例としてグループスーパービジョン）の運営」の取組に、明確な役割を持って協力している。
 - ② 主任相談支援専門員が、基幹相談支援センターえくるが行う「事業所の訪問や相談支援従事者の業務への同行等による専門的な助言」の取組に、明確な役割を持って協力している。
 - ③ 主任相談支援専門員が、基幹相談支援センターえくるが行う「研修会の企画・運営」の取組（千葉県相談支援従事者初任者研修・現任研修のインターバル実地研修の実施を含む。）に、明確な役割を持って協力している。
 - ④ 主任相談支援専門員が、基幹相談支援センターえくるが行う「地域包括支援センターや市川市生活サポートセンターそらとの間での各種情報の収集・提供や連携」の取組に、明確な役割を持って協力している。
 - ⑤ 主任相談支援専門員が、基幹相談支援センターえくるの職員が担う「市川市自立支援協議会の事務局の業務」に、明確な役割を持って協力している。
 - ⑥ ①から⑤のほか、主任相談支援専門員が、本要件に係る各規定に該当すると認められる基幹相談支援センターえくるが行う取組に、明確な役割を持って協力している。

7 算定要件その5（留意事項伝達会議）

<留意事項通知>

第四の6の(2)の④の(二) 主任相談支援専門員が行うべき事項

ア 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議の開催

↓

※ 主任相談支援専門員配置加算(Ⅰ)の場合

上記の取組を、主任相談支援専門員が、「当該指定特定相談支援事業所の従業者」に加え、

「当該指定特定相談支援事業所以外の指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所の従業者」に対しても実施していること。

※ 主任相談支援専門員配置加算(Ⅱ)の場合

上記の取組を、主任相談支援専門員が、「当該指定特定相談支援事業所の従業者」又は

「当該指定特定相談支援事業所以外の指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所の従業者」に対し実施していること。

※ 上記の「従業者」は、「相談支援専門員及び相談支援員」と捉えていただくのが妥当かと思えます。

8 算定要件その6（同行研修実施）

<留意事項通知>

第四の6の(2)の④の(二) 主任相談支援専門員が行うべき事項

イ **新規に採用した全ての相談支援専門員に対する主任相談支援専門員の同行による研修の実施**

↓

※ 主任相談支援専門員配置加算(Ⅰ)の場合

上記の取組を、主任相談支援専門員が、
「当該指定特定相談支援事業所の従業者」
に加え、

「当該指定特定相談支援事業所以外の指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所の従業者」
に対しても実施していること。

※ 主任相談支援専門員配置加算(Ⅱ)の場合

上記の取組を、主任相談支援専門員が、
「当該指定特定相談支援事業所の従業者」
又は

「当該指定特定相談支援事業所以外の指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所の従業者」
に対し実施していること。

※ 上記の「全ての相談支援専門員」及び「従業者」は、「相談支援専門員及び相談支援員」と捉えていただくのが妥当かと思えます。

9 算定要件その7（指導・助言）

<留意事項通知>

第四の6の(2)の④の(二) 主任相談支援専門員が行うべき事項

ウ 当該相談支援事業所の全ての相談支援専門員に対して、地域づくり、人材育成、困難事例への対応などサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術の向上等を目的として主任相談支援専門員が行う指導、助言

↓

※ 主任相談支援専門員配置加算(Ⅰ)の場合

上記の取組を、主任相談支援専門員が、
「当該指定特定相談支援事業所の従業者」
に加え、

「当該指定特定相談支援事業所以外の指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所の従業者」
に対しても実施していること。

※ 主任相談支援専門員配置加算(Ⅱ)の場合

上記の取組を、主任相談支援専門員が、
「当該指定特定相談支援事業所の従業者」
又は

「当該指定特定相談支援事業所以外の指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所の従業者」
に対し実施していること。

※ 上記の「全ての相談支援専門員」及び「従業者」は、「相談支援専門員及び相談支援員」と捉えていただくのが妥当かと思えます。

1 0 算定要件その 8 (基幹相談支援センターへの協力等)

<留意事項通知>

基幹相談支援センターが実施する地域の相談支援事業者の人材育成や支援の質の向上のための取組の支援 (日常的な支援方針等を検討する場の設置・運営^{*1}、事業所の訪問や相談支援従事者の業務への同行等による専門的な助言^{*2}、研修会の企画・運営 (相談支援従事者研修の実習の受入を含む。)^{*3}等)

→を、主任相談支援専門員が、基幹相談支援センターの職員と**共同で実施**していること。

(主任相談支援専門員配置加算(Ⅰ)の場合)

→への主任相談支援専門員の**協力**。

(主任相談支援専門員配置加算(Ⅱ)の場合)

(第四の 6 の(2)の①の(二)のア、第四の 6 の(2)の②より)

- * 1 の例 →基幹相談支援センターえくるが行う「日常的な支援方針等を検討する場 (例としてグループスーパービジョン) の運営」の取組
 - * 2 の例 →基幹相談支援センターえくるが行う「事業所の訪問や相談支援従事者の業務への同行等による専門的な助言」の取組
 - * 3 の例 →基幹相談支援センターえくるが行う「研修会の企画・運営」の取組 (千葉県相談支援従事者初任者研修・現任研修のインターバル実地研修の実施を含む。)
- ※ これらのほか、市が本要件に該当すると認める基幹相談支援センターの取組も含む。
- ※ 主任相談支援専門員配置加算(Ⅰ)の場合、上記の取組を「主任相談支援専門員が基幹相談支援センターえくるの職員と共同で実施していること」が要件となりますが、具体的には、算定要件その 4 と重複する場合があります。算定要件その 4 参照。
- ※ 主任相談支援専門員配置加算(Ⅱ)の場合、基幹相談支援センターえくるが行う上記の取組に主任相談支援専門員が協力していることが要件となります。

1 1 算定要件その9（市町村への届出、掲示・公表）

<留意事項通知>

第四の6の(3) 手続

この加算を算定する場合は、研修を修了した主任相談支援専門員を配置している旨を市町村へ届け出るとともに、体制が整備されている旨を事業所に掲示するとともに公表する必要があること。

1 2 注意点

※ 各算定要件については、市長へ届出を行うときに限らず、要件を満たすことを記録しておき、事業所において5年間保存するとともに、市から求めがあった場合には、提出してください。